

令和7年度大阪府相談支援従事者初任者研修(2日課程)募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け(指定番号3)、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

「サービス管理責任者」または「児童発達支援管理責任者」として従事しようとする方

3 定員 800名程度

4 研修日時

全体講義	実施方法:オンラインによるYouTube配信(限定配信) 配信期間:令和8年2月13日(金)12:00 ~ 2月23日(月)24:00まで 内容:10講義(13時間程度) ※上記配信期間中に全ての講義を視聴し、講義レポートを郵送にて提出していただきます。 ※期間中は24時間視聴可能です。
------	--

・Web配信の講義視聴が可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。

⇒講義視聴に関するインターネット環境の整備やデータ通信費用等については受講者負担となります。

・長時間の動画視聴の為、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での視聴を推奨します。

⇒配信方法等の詳細につきましては、受講決定者のご自宅にテキストとともに送付いたします。

5 受講申込について

① 必要書類の準備

- ・「学則」「募集要項」「申込手順」を確認する。
- ・＜別紙1＞「初任者研修2日課程 推薦書(以下、推薦書)」をホームページよりダウンロードし、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として配置予定事業所から推薦を得て、必要事項を「推薦書」に記入・押印のうえ、画像データ化する(ファイル名は【申込者氏名 推薦書】)。
- ※ 推薦が得られない場合は、「推薦書」の申込者氏名・生年月日・受講申込者署名欄のみを記入する

② ホームページ上の「申込フォーム」に必要事項を入力し、「推薦書」の画像データを添付してデータ送信

- ・申込フォーム「5. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置予定の事業所について」「6. 事業開始および受講申込者の配置について」は必ず配置予定の事業所に状況を確認の上、記入してください。
- ・申込フォームに「推薦書」の画像データを添付する(推薦を得られない方も同様)。
- ※ 推薦が得られない方は申込フォーム「7. 推薦について」の該当欄にチェック
- ・入力内容確認画面を控えとして、画面を保存または印刷してください。

③ 研修事務局からの自動配信メールを受信(申込受付完了)

- ・「送信」ボタンを押して、受付が完了すると「kensyu-center@supokyo-kensyu.org」からメールが届きます。
- ※ 「kensyu-center@supokyo-kensyu.org」からのメールが受信できるように受信設定をしておいてください。
- ・送信後に表示される「受付番号」を控える。
- ・一日経過しても返信がない場合は、研修事務局までお問い合わせください。

受付締切日時：令和7年11月17日(月)17:00

※締切日時を過ぎると、申込フォームからの入力送信ができなくなります。

6 受講者の決定及び通知

研修事務局より申込者が入力されたアドレスに受講可否通知を12月8日(月)送信予定です。
※メールが届かない場合は、研修事務局へお問い合わせください。

7 受講費用 17,000円(非課税)

- ★ 「振込先と振込方法」は、受講決定通知と一緒に送りする「**受講料について**」の案内をご確認ください。
- ★ 領収証の発行はいたしません。金融機関からのお振込控え等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ★ 振込手数料は受講者にて負担ください。
- ★ 納付済の受講料については返金できません。ご了承の上、お申し込みください。

8 受講者選考について

※受講者選考は、受講申込者が事業所に配置される状況に基づき決定します。受講申込者が定員を超えた場合は「大阪府 相談支援従事者研修事業者実施要領」により、以下の優先順位に基づいて受講を決定します。

※大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を優先し、優先順位の高い受講申込者から順に受講決定します。

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり個人申込みの扱いとなります。

◆優先順位について◆

① **【指定権者に変更届出書を提出し、受理されている者】**

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者

② **【基礎研修修了後、既に1人目のサービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者】**

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者

③ **【基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者】**

当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者(令和5年度以降の落選回数を加味する。)

④ **【交代要員】**

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者

⑤ **【その他】**

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

9 研修の修了及び修了証書の交付

★ 全ての講義動画を視聴し、全体講義レポート及び本人確認書類の写しを提出した方に修了証書を交付します。

▽本人確認書類 → 運転免許証・健康保険証等の氏名が確認できるもの

★ 修了証書は、住民票に記載の氏名で発行します。

★ 下記に当てはまる方に対しては、修了証書を交付いたしません

▽期日までに全体講義レポート等を提出しなかった場合

▽全体講義レポートの内容不備の場合

▽本人確認書類の写しを提出できない場合

▽申込書類に虚偽が判明した場合

※ 修了証書交付後であっても受講決定や研修修了の取消措置を行います

10 問い合わせ先

住 所:〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号 大阪市立早川福祉会館内

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

(研修事務局)大阪市障がい者相談支援研修センター

電 話:06-6622-1205 ※ 受付時間:平日 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

ファックス:06-6622-1223

お問い合わせフォーム: <https://www.supokyo-kensyu.org/offer>

○ 当法人の研修ホームページ

<https://supokyo-kensyu.org/index.html>

【二次元コード】



スポーツ協会 相談支援従事者研修

検索

